

経産省が「対ロシア制裁のリスクと対応の必要性」 資料を公表し、注意喚起

CISTEC

経済産業省は、ロシア制裁の迂回対策のため、G7との連携の下、これまで

○「**Common High Priority Items**」等の輸出における注意について

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/downloadCrimea/20240222oshirase_russia.pdf

○産業界向け G7 制裁迂回防止ガイダンスについて

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/downloadCrimea/20241023_russia_guidance.pdf

を公表し、日本企業がロシア向け迂回輸出に関わることにならないよう、注意喚起してきた。

この問題に関する国際的関心が更に高まっていることを踏まえ、2024年12月2日付で、改めて、「輸出者の皆様へ」「対ロシア制裁のリスクと対応の必要性」との資料を公表し、一層の注意を払うよう呼びかけている。

○「輸出者の皆様へ」

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/downloadCrimea/20241202_poster.pdf

○「対ロシア制裁のリスクと対応の必要性」

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/downloadCrimea/20241202_risk.pdf

[ea/20241202_risk.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/downloadCrimea/20241202_risk.pdf)

その中では、日本の企業が迂回輸出に関わった例として、ロシア向けの中古の水上バイクを仕向地を偽って不正に輸出して有罪判決となった事例や、自社のロシア子会社で使用する機械部品をタイ企業経由で迂回輸出した事例が紹介されている。

また、米国の財務省 OFAC の禁止事項の一つとして、非米国企業であっても米国制裁回避行為に関与することを挙げている。

現在、国際的に憂慮されているのが、ウクライナで見つかったロシア軍の武器に西側諸国の部品等が使われていることが判明し、ロシア以外の国・地域向けに輸出する場合でも、第三国を迂回して調達されてしまっている事態への対処である。

それら現地で見つかった部品等を日米英 EU が「Common High Priority Items」（優先品目リスト）として公表するとともに、それらの輸出に際しての注意事項、産業界向け G7 ガイダンスにおけるレッドフラグ指標に照らして懸念すべき兆候がないかチェックすることを求めている。

市場で取引されるコモディティ商品の場合には、輸出者側で十分コントロールすることは難しい面があるが、これらの懸念指標のチェックを通じて少しでも迂回調達されるリスクを回避することが必要と

なっている。

また、迂回輸出や制裁潜脱に関わった第三国企業等を洗い出し、禁輸や資産凍結の対象にすることもロシア制裁の実効性確保のためには重要となってくる。前掲の経産省資料によれば、ロシア・ベラルーシ以外の第三国企業等で禁輸対象としているのは、米国 177 団体、EU61 団体、日本 16 団体となっている（2024 年 6 月 21 日現在）。G7 で連携して第三国の禁輸団体を増やすことが必要と思われる。

【参考 1】日本の対ロシア制裁関係

- ① 経済産業省「対ロシア等制裁関連」ページ
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/crimea.html
- ② CISTEC「ロシア制裁等関係資料」
<https://www.cistec.or.jp/service/russia.html>

【参考 2】欧米の対ロシア制裁関係

- CISTEC「米国・EU 等のロシア制裁関連」ページ
https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/us/useu_russia_iran.html

〔注〕脱稿後、12 月 13 日に開催された G7 首脳テレビ会議において、石破総理は「日本は、制裁迂回に関与した第三国の団体等の追加制裁を検討している」旨述べた（外務省 HP）。

別添



輸出者の皆様へ

ロシアへの迂回輸出は犯罪です

経産省のウェブサイトでロシア・ベラルーシ
制裁対象の品目、個人・団体をチェック！

法令、解説



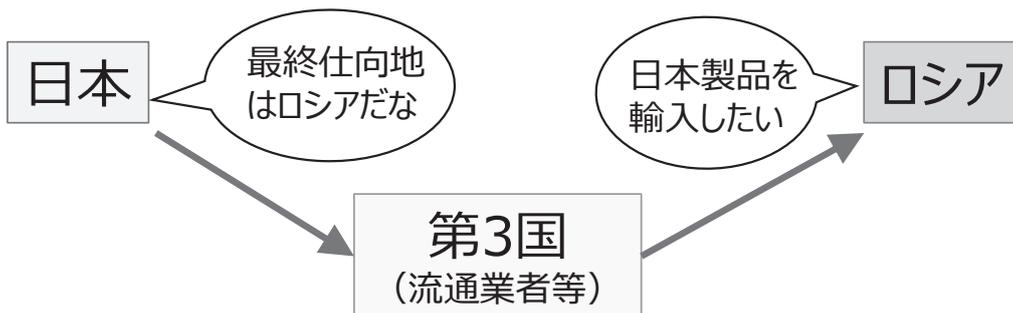
規制品目リスト (輸出令別表第2の3)

1号	別表1のリスト品
1の2号	大量破壊兵器関連
2号	通常兵器関連
2の2号	産業基盤関連
3号	奢侈品

手続、F A O



迂回輸出が発覚すれば、様々なリスクが！



リスクの例

- 刑事罰、行政制裁、警告、指導等
- 様々な報道（企業の評判の低下）
- 取引先、金融機関との関係悪化、取引停止
- 欧米を含む関係機関による調査、検査等



米政府は、米国外の個人・企業にも注意喚起しています。米国外の企業に巨額の罰金を課した例もあります。まずは、**取引先のチェック**を。

制裁対象企業かどうか
チェックできるサイト
の例



【オープンサンクション】

【米政府のコンプライアンス・ノートからの
抜粋】

2023年4月20日、米国商務省は、カリフォルニア州フリーモントのシーゲイトUS及びシンガポールのシーゲイト・シンガポールに対し（略）**3億ドル（約450億円）の罰金を課した。**

1. ロシアへの再販売を知らずながら制裁対象品を第3国に輸出したら刑事罰の可能性も（過失でも行政制裁の可能性）
2. 取引の前に、制裁対象企業の検索サイトやガイドラインを使ってチェックすることを海外子会社や代理店にも推奨
3. 欧米を含む政府機関、金融機関、取引先との関係で事業に大きな影響が及ぶリスクがある



少しでも気になることがあれば、経産省に相談してください

相談先

経済産業省 貿易管理部 貿易管理課

TEL : 03-3501-0538

Mail : bzl-boeki-kanri-inquiry@meti.go.jp